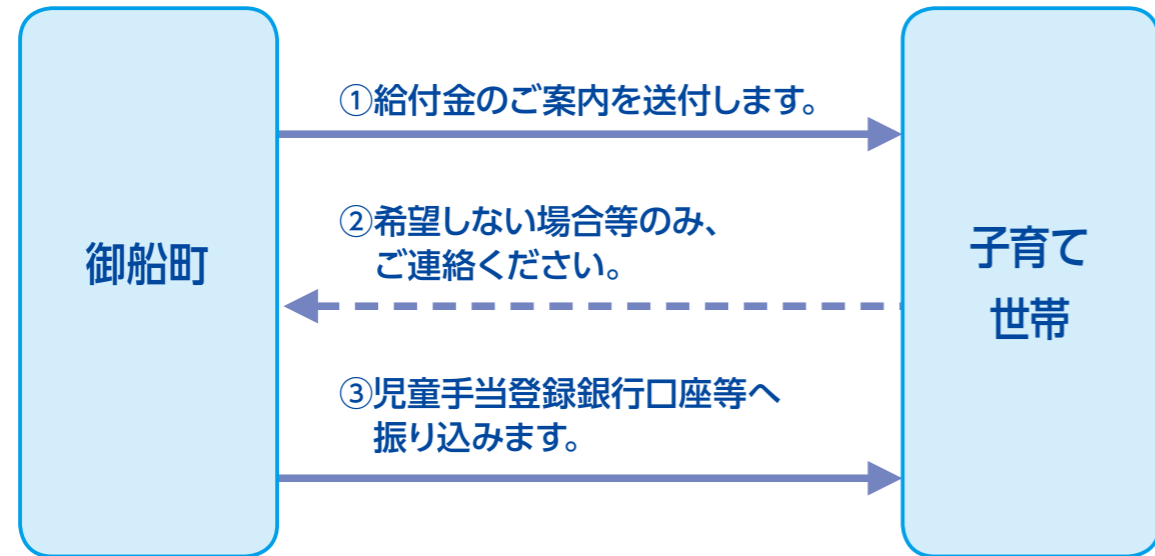




申請は不要です。  
御船町では、5月下旬以降に支給する見込みです。



### こんなときはどうなるの？

#### Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、基準日（令和2年3月31日）時点での居住市町村（特別区含む）から支給されますので、4月1日以降転居された方は、転出元の市町村にお問い合わせください。  
※新高校1年生については、令和2年2月29日時点での居住市町村から支給されます。

#### Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和2年4月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、御船町で臨時特別給付金の支給を受けることができる場合がありますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。  
御船町で臨時特別給付金を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。

#### Q. 子どもが児童養護施設等へ入所中なのですが、どうなりますか？

A. 児童養護施設等に支給することになります。

お問い合わせは **御船町役場 こども未来課 ☎282-1346**



## 令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

#### はじめに・・・申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、改めて申請は不要です（公務員の方は申請が必要です）。

#### 1. だれがもらえるの？（支給対象者）

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している方です。  
対象児童は平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童であり、3月まで中学生だった児童（新高校1年生）も含まれます。

#### 2. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、1万円です。

#### 3. いつもらえるの？（支給時期）

対象の方には、5月下旬以降に支給します。5月中旬発送予定の個別通知に支給予定日を掲載します（公務員の方は決定通知書の発送をもってお知らせします）。

#### 4. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）を受給している口座に振り込みます。

##### 【ご注意ください】

※児童手当の支給に当たり、指定していた口座を解約しているなどの場合は、給付金の支給に支障が生じますので、児童手当の振込指定口座の変更手続き等をお願いします。

※上記につきましては、指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されませんので、令和2年12月末までに必ずご対応をお願いします。

※当該口座の変更等に支障がある場合には、御船町こども未来課までお問い合わせください。